

史跡玉川上水整備活用計画の改定に係る検討状況について

1 玉川上水の沿革

○ 承応2年(1653)	庄右衛門・清右衛門兄弟、幕府の命により、玉川上水工事着工
○ 承応3年(1654)	給水開始
○ 享保年間	享保の改革による新田開発が本格化し、この頃から分水の開設が増加
● 元文2年(1737)	川崎平右衛門定孝、幕府の命により、小金井橋を中心とする玉川上水両岸に桜樹を植栽したと伝わる
○ 明治31年(1898)	淀橋浄水場建設、玉川上水の水による給水開始
● 明治38年(1910)	三好学(植物学者)によるサクラの保護運動
● 大正13年(1924)	ヤマザクラ並木が、「史蹟名勝記念物保存法」(大正8年法律第44号)第1条の規定に基づき名勝に指定
○ 昭和40年(1965)	淀橋浄水場廃止に伴い、小平監視所から下流部への通水停止
○ 昭和61年(1986)	清流復活事業により、下水の高度処理水を通水開始(小平監視所～浅間橋)
○ 平成15年(2003)	玉川上水が、「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)第69条第1項(現第109条第1項)の規定に基づき国の史跡に指定
○ 平成19年(2007)	「史跡玉川上水保存管理計画書」を策定
○ 平成21年(2009)	「史跡玉川上水整備活用計画」を策定



玉川兄弟の像
＜羽村堰付近＞



玉川上水 上流部
＜一番橋上流(立川市)＞

3 玉川上水の特徴(歴史的価値)

玉川上水は、江戸市中への給水のために承応3(1654)年に竣工
羽村から四谷大木戸まで延長約43kmの自然流下による素掘りの開渠
江戸・東京の都市機能を支え続けてきた重要なインフラストラクチャー
素掘りの開渠部分が現存するなど、近世から近代にかけての土木遺産としても貴重

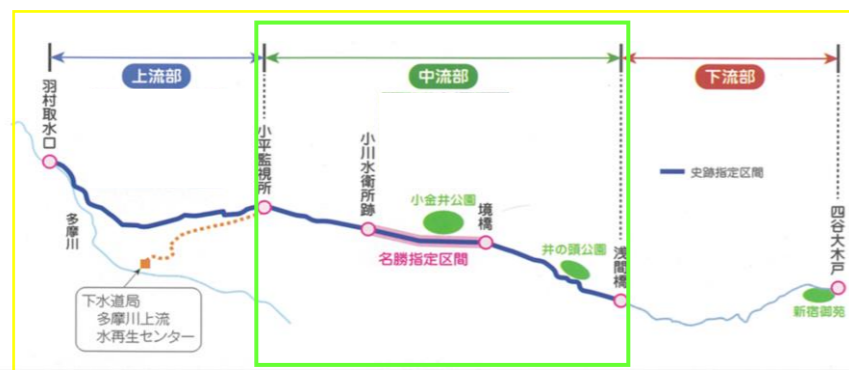
- ① 近世の優れた水利技術による江戸市中への導水路
 - 約43kmの距離をわずか92mの標高差で導水するもので、承応2年から翌年にかけて短時間で完成
 - そこには、当時の優れた水準測量や水利技術が用いられ、これの完成により江戸の発展に大いに寄与
- ② 分水により新田開発を促し多用途に活用された用水
 - 開削当初から分水路が左右両岸方向へ整備され、武蔵野台地の新田開発に寄与
- ③ 明治初期の通船による長距離輸送路
 - 通船事業が明治3(1870)年に開始され、多摩地域の物産が短時間で輸送可能となった。
(水質維持のため2年で廃止)
- ④ 近代水道の基礎となった玉川上水
 - 明治期に東京の近代水道を設置するに当たり導水路を改良して活用するなど、東京の発展に計り知れない利益をもたらした。
- ⑤ 近世からのヤマザクラ並木の景勝地
 - 元文2(1737)に吉野山等からヤマザクラが水路沿いの堤上に移植された小金井付近は、江戸時代から花見の名所となった。
- ⑥ 憩いの場でもある緑地帯
 - 江戸時代、持ち場村制度の下で、関係の村々によって法面や堤の草刈り、樹木の手入れなどが行われた。
 - 明治以降、昭和30年代までは、水辺と一体となった草地や樹林から成る緑地は、玉川上水らしい風情を呈して、人々の散策や憩いの場として親しまれた。

2 史跡玉川上水の保存管理に係る計画の体系

【各計画の対象範囲】

	「史跡玉川上水保存管理計画書」H19.3策定	「史跡玉川上水整備活用計画」H21.8策定
対象範囲	全体(羽村取水口～四谷大木戸、約43km)	中流部(小平監視所～浅間橋、約18km)
概要	・玉川上水を適切に保存し、後世に継承していくための指針(現状維持を基本として、史跡の保存管理・活用、環境の保全)	・「保存管理計画書」に基づき、具体的施策を計画(水路・法面の保全、ヤマザクラ並木の復活、史跡の積極的な公開・活用)
計画期間	期間の定めなし	平成22年度～31年度 ※令和2年度から当面延長

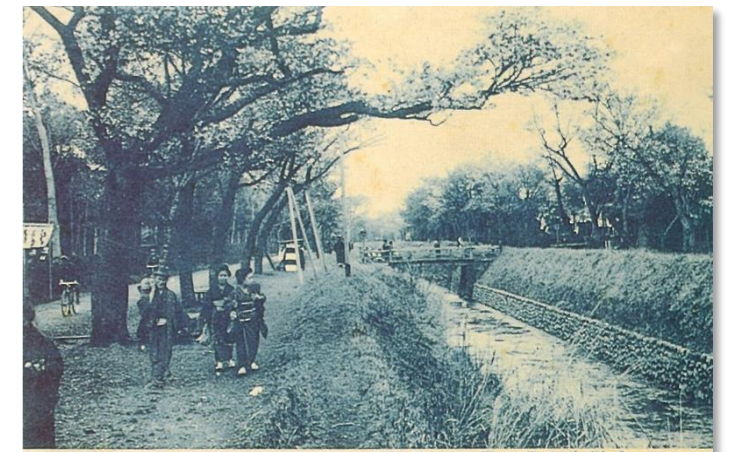
史跡玉川上水
保存管理計画書



史跡玉川上水
整備活用計画



【明治期の小金井付近】



【昭和初期の新橋付近】

4 保存管理の目標・基本的考え方

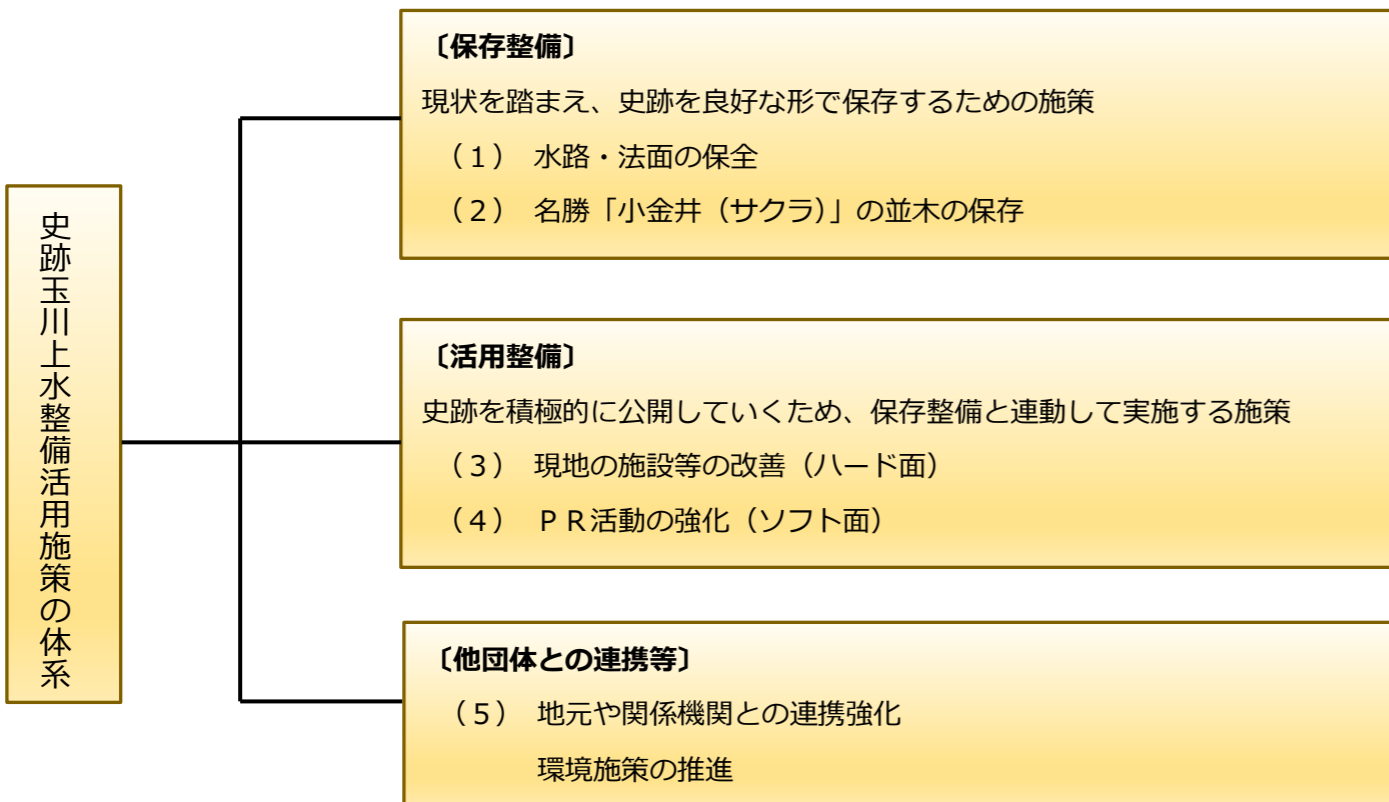
【保存管理の目標】

- 「土木施設・遺構」を良好な状態で将来に継承
- 玉川上水の水辺空間と一体となった「ヤマザクラ並木の美しい景観」を将来に継承
- 憩いの空間として国民に親しまれる場を将来に継承

【現状維持を基本として、史跡の適切な保存を図る】

- 土木施設・遺構の保存管理
 - ・ 現状の水路機能を維持
 - ・ 素掘りの開渠の区間は、良好な状態で現状を維持
 - ・ 法面の崩壊している箇所は、適切な処理により修復し継承
- 環境の保全
 - ・ 快適な水と緑の空間として親しまれている環境を適切に保存
(ただし、遺構に影響を及ぼす樹木は伐採)
 - ・ ヤマザクラを中心とする並木の保存を優先
(サクラの生育を被圧する樹木は剪定・伐採)
- 土木施設・遺構の公開・活用
 - ・ 通水を維持し、水路を活用
 - ・ 素掘りの開渠を、一般に見ることができるよう工夫し、多くの人々が理解を深められるよう活用
 - ・ 玉川上水の価値について、情報発信の工夫と充実

5 整備活用計画の施策体系



6 整備活用計画の取組状況と課題

【保存整備】(1) 水路・法面の保全

取組状況

【樹木対策】法面・法肩の崩落に伴い倒れる恐れの高い樹木の伐採・剪定を実施

【法面保護工】崩落の危険性がある水路・法面について、木柵工、連続繊維補強土工による対策を実施

<整備状況>

【木柵工】



(整備前)



(整備直後)



(現状)

【連続繊維補強土工】



(整備前)



(整備直後)



(現状)

<施工箇所と法面の特徴>



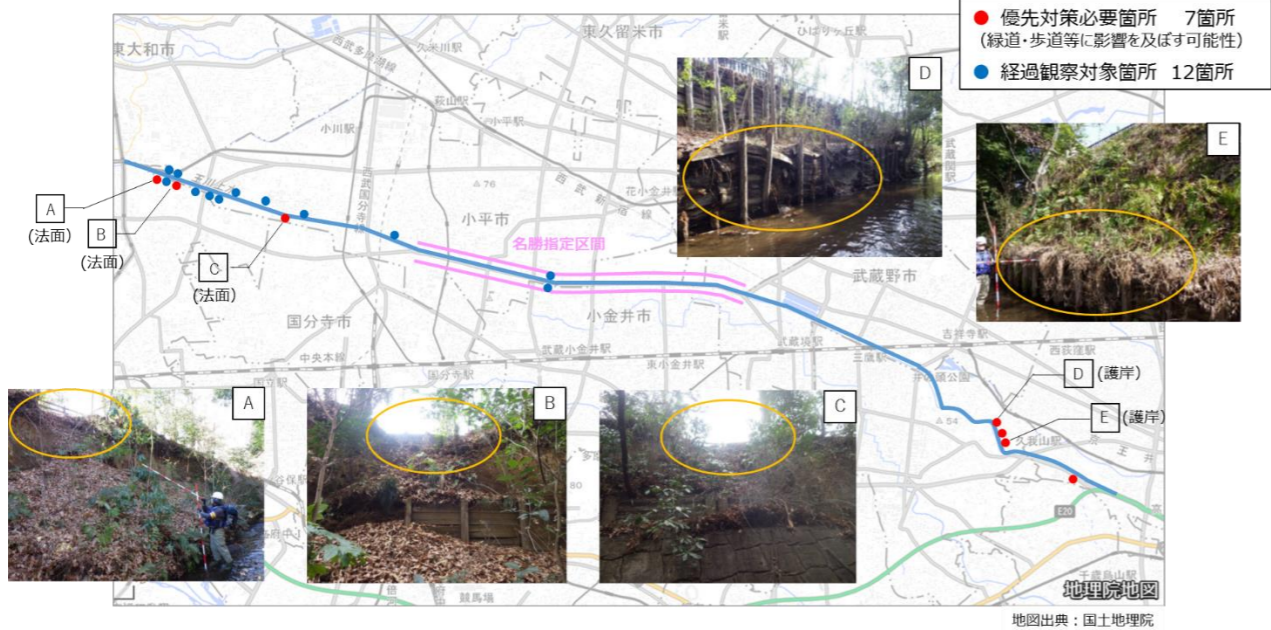
現 状

- ・ 勢力の強い台風による倒木や幹折れ被害の増加
- ・ カシノナガキクイムシによる樹木の枯死（ナラ枯れ）の拡大
- ・ 中流部全域において、様々なタイプの法面の崩落を確認（崩落が顕著な箇所が、15箇所確認）

＜様々なタイプの法面の崩落状況＞



＜R4年度現況調査の結果（護岸・法面崩落危険箇所）＞



【保存整備】（2）ヤマザクラ並木の保存

取組状況 【モデル区間整備】新小金井橋～関野橋（約640m）の区間において、ヤマザクラを被圧する樹木の剪定・伐採等を実施したうえで、ヤマザクラの補植を行い、サクラ並木を復活
【被圧樹木への対処・ヤマザクラの補植】名勝区間全般で地元団体等の要望に合わせて補植適地を提供

＜整備状況＞

【モデル区間整備】



現 状

- ・ ヤマザクラ周辺のサクラの生育に影響を与える被圧樹木の剪定・伐採が進まず、日照条件が改善できないことで、サクラの樹勢への影響が懸念
- ・ 被圧樹木の剪定・伐採、植生管理に関する様々なご意見・ご要望

【活用整備】（3）現地の施設等の改善（ハード面） / （4）PR活動の強化（ソフト面）

取組状況

- 【眺望の確保】 水路内の景観等に配慮し、緑道沿いや水路内の中低木の剪定・伐採を実施
- 【通行路の整備】 H25年度までに、散策路が途切れていた小川水衛所跡・境水衛所跡の2箇所において、既設フェンスのセットバック等の整備を実施
- 【説明板の設置】 H25年度までに、史跡玉川上水の説明板を、中流部の7箇所を設置（うち1箇所はH29年度設置）
- 【フェンスデザインの統一】 道路や緑道の管理者が設置するフェンスについて、デザインの統一を働きかける。
- 【HPの改善】 水道局HP内で、玉川上水の関連情報を集約し、情報発信
- 【水道局施設の活用】 東京都水道歴史館において、毎年、企画展示「上水記展」を開催
- 【近隣公立施設との連携】 玉川上水の歴史や概況に関するパンフレットを作成し、近隣公立施設へも配布
- 【便益施設の案内】 便益施設を示した散策マップを、水道局HPで紹介

＜整備状況＞



現 状

- ・ 設置した説明板の更新時期を迎えている。
- ・ HPで発信する情報の更新やコンテンツの充実など、改善の余地あり。
- ・ フェンスデザインの統一などの関係機関との連携により進める施策については、継続的な働きかけが必要

〔他団体との連携等〕（５）地元や関係機関との連携強化、環境施策の推進

取組状況	【地元や関係機関との連携強化】
	中流部沿線の区市において、年 1 回、エリアごとに「史跡玉川上水作業説明会」を開催
	【伐採木の有効利用】
	伐採木を利用した現地案内板を製作して現地で活用
【緑や生物多様性への配慮】	草刈り等の作業時に可能な限り対応

7 整備活用計画の改定の方向性

- ・ 現行の整備活用計画に基づく取組の継続が必要
 - ・ 近年、台風による倒木被害の増加、ナラ枯れなどの新たに発生した課題への対応が必要
- これまでの取組を検証したうえで、計画改定を検討

【計画改定の考え方】

目的	水道局が関係機関等と連携して取り組むべき施策を取りまとめ	
対象範囲	玉川上水中流部（小平監視所～浅間橋 約 18km）	
計画期間	令和 6 年度中～令和 15 年度（概ね 10 年間）	
検討の前提条件	水量・水質	・中流部の水量及び水質については、現状維持を前提とする
	水路・法面	・法面の崩落危険箇所が継続して発生しているため、引き続き、「活用整備」だけでなく、「保存整備」も実施する。
	樹木	・玉川上水は地域に親しまれる緑の空間であることや、生物多様性の保護の観点から、法面崩落の危険性が高い箇所などで伐採が必要な場合を除き、史跡・名勝と緑との調和を図る。
	その他	・玉川上水の周辺では、すでに地元団体等による多様な活動が行われていることから、施策の推進にあたっては、関係機関や地元団体等との協議を進める。

論点 / 課題	水路・法面の保全	・法面の崩落危険箇所への喫緊の対応（法面補修・雨水流入対策） ・将来にわたり現状の水路機能を維持するための対応（樹木対策等）
	小金井サクラの保存	・サクラを被圧する樹木への対応 ・モデル区間の適切な維持管理をするための対応
	植生管理	・台風被害やナラ枯れ等の近年の状況を踏まえた樹木管理 ・生物多様性に配慮した植生管理の考え方
	活用整備	・施設（説明板等）の更新、内容の充実 ・地元自治体との連携及び PR 活動の継続

8 史跡玉川上水整備活用計画検討委員会

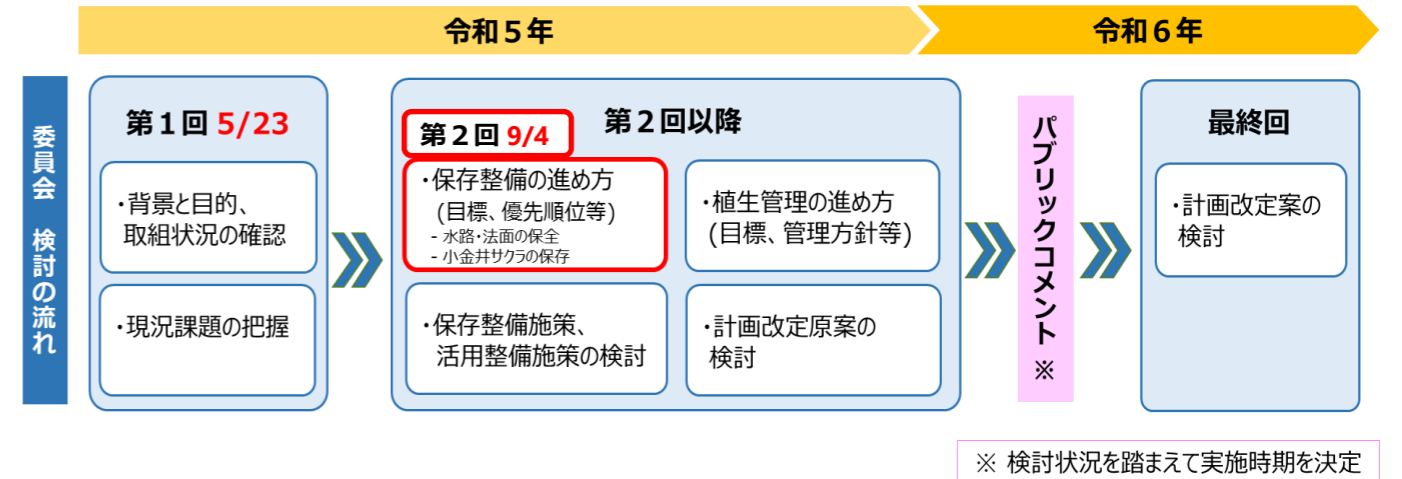
史跡玉川上水整備活用計画について検討するため、玉川上水中流部の具体的な整備活用等に関して、学識経験者等の識見と経験から意見・助言を得ること目的に、令和 5 年 5 月に史跡玉川上水整備活用計画検討委員会を設置

（１）検討委員会の開催状況

第 1 回検討委員会 令和 5 年 5 月 23 日開催

第 2 回検討委員会 令和 5 年 9 月 4 日開催

（２）検討の流れ（予定）



<メモ欄>

